

令和元年5月より、南海トラフ沿いで観測される異常な現象を評価して発表される「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始されました。南海トラフ地震臨時情報は、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される情報です。

1 静岡県富士山南西地方（富士宮市）に「暴風警報」「大雨特別警報」が発令された時 緊急メール対応

〈登校前〉 ※NHKの報道を参照

☐ 6:30の時点で発令中の場合

→

自宅待機

☐ 12:00(正午)以前に解除された場合

→

登校

☐ 12:00(正午)の時点で解除されない場合

→

休校

※「暴風警報」「大雨特別警報」が発令されていなくても、地域の状況により登校が危険と判断される場合は、保護者の判断により自宅待機させてください。

〈在校中〉

☐ 午前中は原則として学校にとどめる。

☐ 16:00を過ぎても下校できない場合は、学校より対処を連絡します。

○「大雨（洪水）警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かないようご指導ください。状況によっては、保護者の判断により自宅待機させてください。

○その他、気象状況により危険と判断した場合は、休校や自宅待機、もしくは学校留め置きとなる場合があります。（対応については、メール配信等でお知らせいたします。）

2 地震の時 緊急メール対応

	南海トラフ地震臨時情報				地震発生
状況	「調査中」発表	「巨大地震警戒」発表時	「巨大地震注意」発表時	「調査終了」発表時	震度5強以上
対応	□原則として平常の活動継続 ・在校時は引き渡し準備	■原則として休校 ・在校時は引き渡しを開始 保護者の迎え ・下校できない児童生徒は留め置く		□原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は引き渡しを開始 保護者の迎え ・下校できない児童生徒は留め置く
	《登下校》○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家（学校）に急いで避難する。 ○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と確認しておいてください。				
留意点	★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。 ○引き渡しについては、徒歩で引き取りに来てください。来られないときは代理人をお願いしてください。				

3 学校でケガをした時・病気になった時

学校

連絡

保護者

①

②

病院

☐ 学校から保護者に連絡が入る。（ケガ・病気の具合を確認する。）

☐ 医療機関を決める。
※救急車対応の時は、搬送先病院を確認する。

☐ 保険証を持つ。

☐ ①急を要さない場合は、保護者は学校へ行く。
その後、保護者が医療機関へ連れて行く。（①点線）

☐ ②急を要する場合は、保護者は医療機関へ行く。
学校が医療機関へ搬送する。（②実線）
（救急車を要請する場合もある。）

☐ 受診後、結果を学校に報告してください。

5 不審者が出没した時 緊急メール対応

学校へ侵入	登下校時に出没	不審者情報
※安全確保 ※下校が危険な時や子供に動揺がある時は連絡し、引き渡しを行います。撮影	☐ 大声で助けを求め、近くの家に避難、警察 23-0110へ連絡を依頼する。（時間、場所、状況） ☐ 学校へ連絡する。 ※動揺がおさまってから登校させてください。	※一斉メールまたは、電話で連絡、安全確保の依頼 ※危険がある場合は、集団下校、引き渡し等の対応を判断し連絡します。

8 インフルエンザ等、感染性疾患の疑いがある時

学校での発症	家庭での発症
※学校から連絡。 ※学校へ迎えに行く。 ※医療機関で受診する。	※発症の疑いがある場合は登校させず、医療機関で受診する。
☐ 受診結果を学校へ電話連絡する。 ※「出席停止通知書」「出席停止解除に係る証明書」を学校から受け取る。 ※医師から出席停止解除の指示を受けたら、証明書を持って登校する。 ※インフルエンザの診断を受けた場合（市内の医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」を受け取る） ※発症日からの体温記録表(罹患証明書内)を記入する。発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで自宅安静 ※体調回復後の登校時に、「インフルエンザ罹患証明書」を学校に提出 ※学校より、「出席停止通知書」を発行 ※新型コロナウイルス感染症の疑いにより、PCR 検査を受検もしくは、感染の診断を受けた場合は速やかに学校に状況を報告し、指示を受けてください。最新のフロー図は裏面を参照	

6 交通事故の発生した時

☐保護者は現場に急行してください。
※状況に応じて救急車要請・応急処置
※警察(学校)へ連絡
※けが人に同行
※学校職員による現場確認にご協力ください。
(時刻、場所、状況などを学校へ連絡する)

9 ミサイル発射に伴うJアラートが発令された場合

☐速やかな避難行動
☐正確かつ迅速な情報収集
メッセージが流れたら落ち着いて、直ちに行動してください。
(屋外にいる場合)
できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
(建物がない場合)
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
(屋内にいる場合)
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

10 災害等による長時間の停電が発生している場合

☐原則として休校
登校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行います。

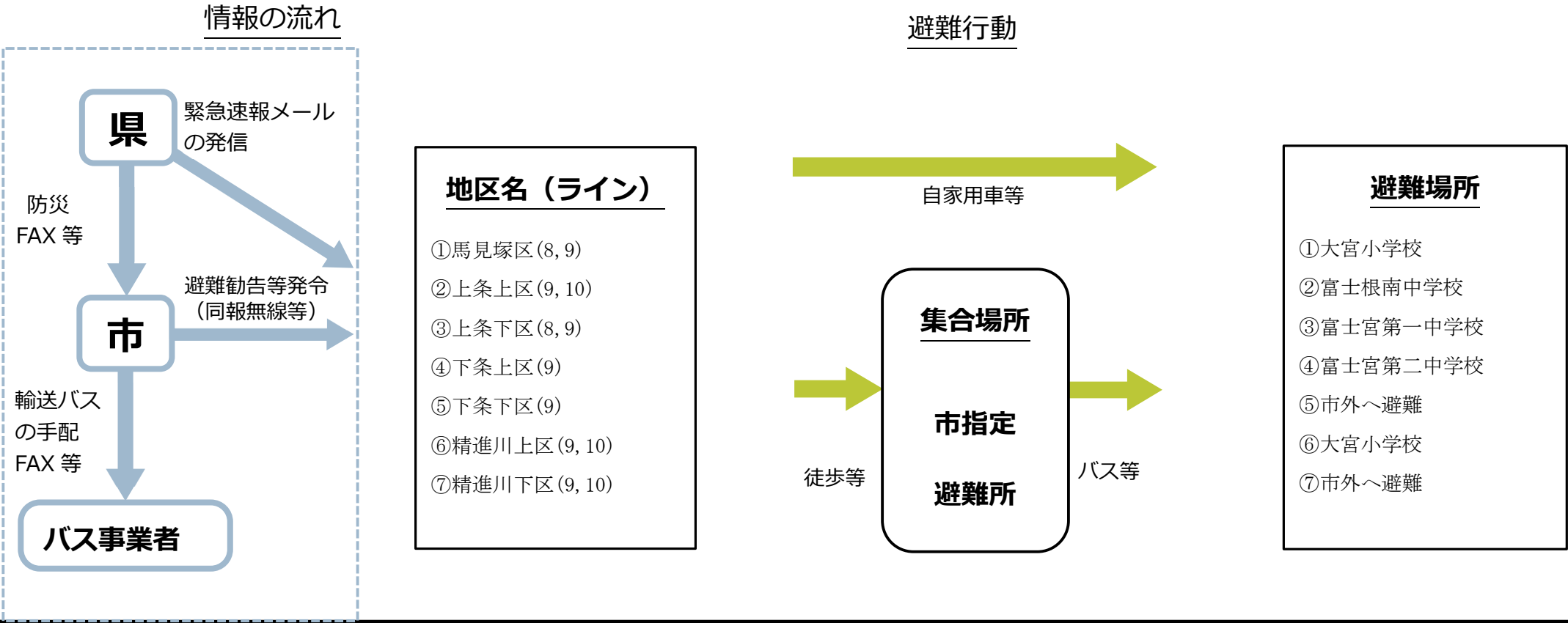
富士宮警察署 23-0110

上条駐在所 58-0079 下条駐在所 58-4680

富士宮市立上野中学校
電話 58-0029 FAX 58-6696

11 富士山噴火の時（第3次・第4次避難対象エリア）

噴火警戒レベルと避難行動			
レベル3（噴火前）	レベル4（噴火前）	レベル5（噴火前）	噴火開始以降
・児童生徒の引渡し体制確保	・自宅で情報収集（下図参照） ・引渡し終了 ・避難準備	・状況に応じた段階的な避難 （下図参照）	・避難（下図参照）



12 爆破予告を受けた時

- 1 「富士宮市内の小中学校」が爆破予告を受けた場合
□市内の小中学校は全校臨時休校
〈登校前〉
- (1) 保護者あて緊急メールにて伝達
(学校の安全が確認できるまで自宅待機)
 - (2) 職員が目視により校舎周りや校内に不審物がないか確認
 - (3) 不審物を発見した場合、警察と市教育委員会に連絡
 - (4) 警察による安全確認後、保護者あてメールにて連絡
- 〈在校中〉
- (1) 校内放送により生徒を安全な場所に避難
 - (2) 下校について、保護者あてに緊急メールを送信
 - (3) 職員が目視により校舎周りや校内に不審物がないか確認
 - (4) 不審物を発見した場合、警察と市教育委員会に連絡
 - (5) 警察による安全確認後、保護者あてメールにて連絡

- 2 「学校」が爆破予告の電話(メール)を受けた場合
〈登校前〉
- (1) 警察及び市教育委員会に連絡
 - (2) 警察と相談し、教職員の自宅待機について検討
 - (3) PTA会長に連絡し、今後の対応について確認
 - (4) 臨時休校について、保護者あてに緊急メールを送信
 - (5) 警察による安全確認後、保護者あてメールにて連絡
- 〈在校中〉
- (1) 校内放送により生徒を安全な場所に避難
 - (2) 警察及び市教育委員会に連絡
 - (3) 下校について、保護者あてに緊急メールを送信
 - (4) 警察による安全確認後、保護者あてメールにて連絡